

こ成事第481号
令和5年9月7日
第一次改正 こ成事第558号
令和5年12月18日
第二次改正 こ成事第11号
令和6年1月25日
第三次改正 こ成事第77号
令和6年2月21日
第四次改正 こ成事第425号
令和6年5月21日
第五次改正 こ成事第639号
令和6年9月12日
第六次改正 こ成事第768号
令和6年12月24日
第七次改正 こ成事第169号
令和7年4月3日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号、6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和6年3月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(11) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(12) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(13) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(14) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業

(15) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業

(16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(17) 産後ケア事業

「産後ケア事業の実施について」（令和7年3月26日こ成母第228号）の別紙に定める産後ケア事業

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号）の別紙に定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けず、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに地方厚生（支）局長

に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(8)中「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(9)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第9条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- （1）市町村長は、毎年4月10日（第5条の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- （2）都道府県知事は、市町村から（1）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業	利用者 支援事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分</p> <p>① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1 か所当たり年額 7,991,000円</p> <p>② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1 か所当たり年額 2,510,000円</p> <p>③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1 か所当たり年額 315,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,568,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 844,000円</p> <p>③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,121,000円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 2,090,000円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 836,000円</p> <p>⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 3,377,000円</p> <p>⑧こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 315,000円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 3,346,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,568,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 844,000円</p> <p>③出張相談支援加算</p>	利用者 支援事 業の実 施に必 要な経 費	<p>国 2/3</p> <p>〔都道 府県 1/6〕</p> <p>〔市町村 1/6〕</p> <p>※妊婦 等包括 相談支 援事業 型のみ</p> <p>国 1/2</p> <p>〔都道 府県 1/4〕</p> <p>〔市町村 1/4〕</p>

		<p>1 か所当たり年額 1,121,000 円</p> <p>④機能強化のための取組加算</p> <p>1 か所当たり年額 2,090,000 円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥特別支援対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 836,000 円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア 統括支援員の配置 1 か所当たり 6,941,000 円</p> <p>※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 15,628,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 7,295,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 12,830,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 10,093,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 10,032,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i) から (vi) の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p>		
--	--	---	--	--

・保健師等専門職員を2名配置する場合

1市町村当たり 14,988,000円

・保健師等専門職員を3名以上配置する場合

1市町村当たり 21,382,000円

※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

②加算分

(i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円

(ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 836,000円

※ イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。

ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点）

① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）

(i) 基礎単価

小規模A型 4,152,000円

小規模B型 10,719,000円

小規模C型 17,790,000円

中規模型 24,050,000円

大規模型 44,636,000円

(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価

2,718,000円×配置人数

(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価

2,718,000円 ×配置人数（上限5人）

② 基本分（委託して行う場合）

(i) 基礎単価

小規模A型 10,347,000円

小規模B型 16,914,000円

小規模C型 23,985,000円

中規模型 36,441,000円

大規模型 69,418,000円

(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ

		<p>配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 6,426,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,718,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満了した上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 (上限5人)</p> <p>常勤職員を配置した場合 6,426,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,718,000円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算 (人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>①又は②による基準額×((1週間当たりの開所時間数-40)÷40)</p> <p>④ 開設準備経費 (児童福祉機能のみを開設する場合に限る。)</p> <p>2 開設準備経費とは併用不可。)</p> <p>1 か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算</p> <p>1 か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用</p> <p>1 か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用</p> <p>1 か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用</p> <p>1 か所当たり 1,560,000円</p> <p>※ ウの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置</p> <p>① 直営の場合 (会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>1人当たり 2,718,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1人当たり 6,426,000円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の</p>		
--	--	--	--	--

	<p>人口を用いるものとする。</p> <p>人口10万人未満 1人</p> <p>人口10万人以上かつ30万人未満 2人</p> <p>人口30万人以上 3人</p> <p>※ エの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1か所当たり 2,718,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1か所当たり 6,426,000円</p> <p>※ 1か所当たり1人を上限とする。</p> <p>※ オの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1市町村当たり 3,543,000円</p> <p>(令和8年度までの経過措置)</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。</p> <p>(4) 妊婦等包括相談支援事業型</p> <p>次のアからウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 1か所当たりの妊娠届出受理数700件以上 15,584,000円</p> <p>イ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件以上700件未満 9,911,000円</p> <p>ウ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件未満 8,239,000円</p>		
--	--	--	--

		<p>※「1か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。</p> <p>※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。</p> <p>※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く）</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) こども家庭センター型</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p>																										
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1" data-bbox="389 1456 772 1655"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>42,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>63,600円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" data-bbox="389 1724 962 1921"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>14,000円</td> <td>17,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>28,000円</td> <td>35,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>42,000円</td> <td>53,100円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1" data-bbox="389 1991 772 2038"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	21,200円	2時間	42,400円	3時間	63,600円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	14,000円	17,700円	2時間	28,000円	35,400円	3時間	42,000円	53,100円	延長時間区分				延長保育事業の実施に必要な経費	<p>国 1/3</p> <p>〔都道府県〕 1/3</p> <p>〔市町村〕 1/3</p>
延長時間区分																												
1時間	21,200円																											
2時間	42,400円																											
3時間	63,600円																											
延長時間区分	A型・B型	C型																										
1時間	14,000円	17,700円																										
2時間	28,000円	35,400円																										
3時間	42,000円	53,100円																										
延長時間区分																												

1時間	12,900円
2時間	25,800円
3時間	38,700円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	88,600円
2時間	177,200円
3時間	265,800円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,760,000円
2～3時間	2,761,000円
4～5時間	5,804,000円
6時間以上	6,835,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円
	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円
	4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円
	6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円
その他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
	4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円
	6時間以上	4,074,000円	4,074,000円	4,053,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自	30分	552,000円	552,000円	552,000円

園 調 理 等	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円
	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円
	4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円
	6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円
そ の 他	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円
	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円
	4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円
	6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	314,000円	161,000円
	1時間	627,000円	321,000円
	2～3時間	1,122,000円	587,000円
	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円
	6時間以上	4,498,000円	3,238,000円
そ の 他	30分	306,000円	153,000円
	1時間	611,000円	306,000円
	2～3時間	1,070,000円	535,000円
	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円
	6時間以上	3,454,000円	2,193,000円

オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,988,000円
2～3時間	2,989,000円
4～5時間	5,918,000円
6時間以上	6,835,000円

カ 配置基準改善加算（平均対象児童数が21人以上の施設等）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	300,000円
2～3時間	750,000円
4～5時間	1,350,000円
6時間以上	1,950,000円

		<p>2 訪問型</p> <p>(1) 保育短時間認定 (児童1人当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1" data-bbox="389 322 772 519"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>265,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>531,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>797,700円</td> </tr> </table> <p>イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1" data-bbox="389 589 772 786"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>265,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>458,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>458,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1" data-bbox="389 902 772 1198"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>535,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>898,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,261,000円</td> </tr> </table> <p>イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1" data-bbox="389 1317 772 1514"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>458,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		1時間	265,900円	2時間	531,800円	3時間	797,700円	延長時間区分		1時間	265,900円	2時間	458,000円	3時間	458,000円	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2～3時間	535,000円	4～5時間	898,000円	6時間以上	1,261,000円	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円		
延長時間区分																																								
1時間	265,900円																																							
2時間	531,800円																																							
3時間	797,700円																																							
延長時間区分																																								
1時間	265,900円																																							
2時間	458,000円																																							
3時間	458,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	153,000円																																							
1時間	306,000円																																							
2～3時間	535,000円																																							
4～5時間	898,000円																																							
6時間以上	1,261,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	153,000円																																							
1時間	306,000円																																							
2時間以上	458,000円																																							
<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>1 教材費・行事費等 (給食費以外) 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額2,700円</p> <p>2 給食費 (副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額4,900円</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必</p>																																					

			要な経費
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援</p> <p style="text-align: right;">1 施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費</p> <p style="text-align: right;">対象障害児1人当たり月額 65,300円</p> <p>3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援</p> <p style="text-align: right;">対象幼児1人当たり月額 20,000円</p> <p>※ ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（特定分）	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合</p> <p>※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">4,615,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×30,000円</p> <p>イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">6,939,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×27,000円</p> <p>ウ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,939,000円</p> <p>エ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

		<p>6,939,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×85,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,740,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×28,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×28,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×324,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特 例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,327,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×28,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 720,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下 「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用</p>		
--	--	---	--	--

児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。

(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位

$$2,794,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$$

(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位

$$5,117,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 27,000円$$

(ロ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 5,117,000円

(ハ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位

$$5,117,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 85,000円$$

(ニ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位

$$2,917,000円$$

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）

$$(年間開所日数 - 250日) \times 21,000円$$

(1日8時間以上開所する場合)

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
(上記要件に該当する開所日数) \times 21,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合）

$$\text{「18時半を超える時間」の年間平均時間数} \times 449,000円$$

(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

$$\text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間} \times 202,000円$$

		<p>(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 3,356,000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,881,000 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 21,000 円</p> <p>ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 449,000 円</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合</p> <p>※ 児童数が 20 人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>※ 通常、放課後児童支援員 1 名配置であり、児童数が 20 人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,629,000 円 - (19 人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,301,000 円 - (36 人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 27,000 円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,301,000 円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,301,000 円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45 人) × 71,000 円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,464,000 円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p>		
--	--	--	--	--

(年間開所日数－250日) × 17,000円
(1日8時間以上開所する場合)

ウ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額)
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
(上記要件に該当する開所日数) × 17,000円

エ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)
(ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合)
「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円

(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000円

(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特
例分)

ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)
(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,658,000円
(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,782,000円

イ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額)
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
(上記要件に該当する開所日数) × 17,000円

ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)
平日における「18時半を超える時間」の
年間平均時間数 × 298,000円

④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合
※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額を適用する。

	<p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 1,993,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 32,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20~35人の支援の単位 4,623,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,623,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46~70人の支援の単位 4,623,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 79,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × 20,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 20,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 376,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 169,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所 (特 例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,825,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 1,152,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p>		
--	---	--	--

		<p>(上記要件に該当する開所日数) × 20,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 376,000円</p> <p>⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,681,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,681,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,681,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 62,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × 16,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 201,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 91,000円</p>	
--	--	---	--

(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,023,000円

(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数） × 16,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

平日における「18時半を超える時間」の

年間平均時間数 × 201,000円

⑥ 「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の11（3）に定める事業を実施する場合

（分室に設置する1支援の単位当たり年額） 747,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合

・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合

のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府

	<p>県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</p>		
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>エ 局長通知別添2の3（2）⑤に定める事業を実施する場合</p> <p>(分室に設置する1支援の単位当たり年額) 600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>	

	<p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 2,232,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,374,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,163,000円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 581,000円</p> <p>※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（一般分）	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,829,000円</p> <p>(2) (1) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,330,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当、（時間外勤務手当、

			期末勤 勉手 当、通 勤手 当)、 共済費 (社会 保険 料)、 賃金、 委託料 及び補 助金)	
	2 障害児受入強化推進事業 (1 支援の単位当たり年額) (1) 障害児を 3 人以上受け入れる場合 ア 障害児を 3 人以上 5 人以下受け入れる場合 2,232,000円 イ 障害児を 6 人以上 8 人以下受け入れる場合 (ア)職員を 1 人配置 2,232,000円 (イ)職員を 2 人以上配置 4,464,000円 ウ 障害児を 9 人以上受け入れる場合 (ア)職員を 1 人配置 2,232,000円 (イ)職員を 2 人配置 4,464,000円 (ウ)職員を 3 人以上配置 6,696,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円 ※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これ を 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準 額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) と する。	障害児 受入強 化推進 事業の 実施に 必要な 経費		
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 697,000円 ※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準額	小規模 放課後 児童ク ラブ支 援事業		

	に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	の実施に必要な経費
	<p>4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置</p> <p style="text-align: right;">1 事業所当たり年額 1,423,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
	<p>5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助</p> <p style="text-align: right;">1 支援の単位当たり年額 1,568,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
	<p>6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助</p> <p style="text-align: right;">1 事業所当たり年額 300,000円</p>	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
	<p>7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために</p>	放課後児童クラブ利

		<p>必要となる費用を補助</p> <p style="text-align: right;">1 市町村当たり年額 4,433,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>用調整 支援事業の実施に必要な経費</p>	
		<p>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <p>令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</p> <p style="text-align: right;">1 支援の単位当たり月額 280,000円</p>	<p>災害時 放課後 児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費</p>	
<p>放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)</p>		<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 394,000円</p> <p>※ 1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業 の実施 に必要な経費 (給 料、職 員手当 (時間 外勤務 手当、 期末勤 勉手 当、通 勤手 当)、</p>	

			共済費 (社会 保険 料)、 賃金、 委託料 及び補 助金)	
		<p>2 放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)</p> <p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業 (月額 9,000 円相当 賃金改 善)の 実施に 必要な 経費	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円</p> <p>ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、</p>	子育て 短期支 援事業 の実施 に必要な 経費	

あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円

イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円

ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親
年間延べ日数 × 600円

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数 × 1,250円

（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
年間実施日数 × 1,860円

※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数 × 400円

（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 400円

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円

（３）実施施設における専従職員の配置に要する費用

1 施設当たり年額 6,747,000円

※ 次の要件を満たす施設に適用する。

①子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。

②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。

③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

		<p>※ (3)の専従職員配置月数(1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1施設当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 専門的相談支援の実施</p> <p>訪問数 × 8,000円</p> <p>2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施</p> <p>訪問数 × 10,000円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機	子どもを守る地域ネットワーク機	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講</p> <p>受講人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講</p> <p>受講人数 × 80,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク機

能強化事業	能強化事業	<p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,248,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 674,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 735,000円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,601,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 644,000円</p>	能強化事業の実施に必要な経費	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	<p>1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯 ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × 1,260円 年間延べ利用件数 × 740円 (ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円</p>	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	

		<p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 940円 年間延べ利用件数 × 560円</p> <p>(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 (8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合)</p> <p style="text-align: right;">1市町村当たり年額 360,000円</p> <p>2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 564,000円</p>	
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,828,000円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 13,104,000円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 16,368,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p> <p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 870,000円</p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 1,161,000円</p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 1,451,000円</p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p style="text-align: center;">「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 600,000円</p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 800,000円</p>	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 1,001,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 144,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 192,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 238,000円</p> <p>オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p>		
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 90,080円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 112,600円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 135,120円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 157,640円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 180,160円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 202,680円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 225,200円</p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,520円増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

		<p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数 × 2,250円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × 1,800円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × 1,350円</p> <p>※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする）。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。</p> <p>2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。 1 市町村当たり年額 × 100,000円</p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 6,314,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,642,000円 <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 9,023,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,703,000円 <p>(ウ)6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 10,084,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,182,000円 	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

(エ)7日型

・常勤職員を配置する場合	11,154,000円
・非常勤職員のみを配置する場合	8,251,000円

※ (イ)～(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。

イ 加算分

(7)子育て支援活動の展開を図る取組

3～4日型	1,725,000円
5日型	3,374,000円
6・7日型	2,956,000円

(イ)地域支援	1,646,000円
(ロ)特別支援対応加算	1,147,000円
(ハ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	24,000円
(ニ)育児参加促進講習休日実施加算	443,000円
(ホ)賃借料加算	2,500,000円

(2)出張ひろば 1,682,000円

(3)小規模型指定施設

ア 基本分	3,292,000円
イ 加算分	1,646,000円

(4)連携型

ア 基本分	
3～4日型	2,143,000円
5～7日型	3,348,000円

イ 加算分

(7)地域の子育て力を高める取組	507,000円
(イ)特別支援対応加算	1,147,000円
(ロ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	24,000円
(ハ)育児参加促進講習休日実施加算	443,000円

		<p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>																																						
一時預かり事業	一時預かり事業（一般分）	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="466 1137 1115 2018"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人未満</td><td>1,473,000円</td></tr> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,973,000円</td></tr> <tr><td>100人以上200人未満</td><td>2,444,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,945,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,240,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,470,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,012,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,554,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>8,096,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,638,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>11,180,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,722,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>14,264,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,806,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>17,348,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,890,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>20,432,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円	200人以上300人未満	2,945,000円	300人以上900人未満	3,240,000円	900人以上1,500人未満	3,470,000円	1,500人以上2,100人未満	5,012,000円	2,100人以上2,700人未満	6,554,000円	2,700人以上3,300人未満	8,096,000円	3,300人以上3,900人未満	9,638,000円	3,900人以上4,500人未満	11,180,000円	4,500人以上5,100人未満	12,722,000円	5,100人以上5,700人未満	14,264,000円	5,700人以上6,300人未満	15,806,000円	6,300人以上6,900人未満	17,348,000円	6,900人以上7,500人未満	18,890,000円	7,500人以上8,100人未満	20,432,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用	
年間延べ利用児童数	基準額																																							
50人未満	1,473,000円																																							
50人以上100人未満	1,973,000円																																							
100人以上200人未満	2,444,000円																																							
200人以上300人未満	2,945,000円																																							
300人以上900人未満	3,240,000円																																							
900人以上1,500人未満	3,470,000円																																							
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円																																							
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円																																							
2,700人以上3,300人未満	8,096,000円																																							
3,300人以上3,900人未満	9,638,000円																																							
3,900人以上4,500人未満	11,180,000円																																							
4,500人以上5,100人未満	12,722,000円																																							
5,100人以上5,700人未満	14,264,000円																																							
5,700人以上6,300人未満	15,806,000円																																							
6,300人以上6,900人未満	17,348,000円																																							
6,900人以上7,500人未満	18,890,000円																																							
7,500人以上8,100人未満	20,432,000円																																							

8,100人以上8,700人未満	21,974,000円
8,700人以上9,300人未満	23,516,000円
9,300人以上9,900人未満	25,058,000円
9,900人以上10,500人未満	26,600,000円
10,500人以上11,100人未満	28,142,000円
11,100人以上11,700人未満	29,684,000円
11,700人以上12,300人未満	31,226,000円
12,300人以上12,900人未満	32,768,000円
12,900人以上13,500人未満	34,310,000円
13,500人以上14,100人未満	35,852,000円
14,100人以上14,700人未満	37,394,000円
14,700人以上15,300人未満	38,936,000円
15,300人以上15,900人未満	40,478,000円
15,900人以上16,500人未満	42,020,000円
16,500人以上17,100人未満	43,562,000円
17,100人以上17,700人未満	45,104,000円
17,700人以上18,300人未満	46,646,000円
18,300人以上18,900人未満	48,188,000円
18,900人以上19,500人未満	49,730,000円
19,500人以上20,100人未満	51,272,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,473,000円
50人以上100人未満	1,973,000円
100人以上200人未満	2,444,000円
200人以上300人未満	2,945,000円
300人以上900人未満	3,114,000円
900人以上1,500人未満	3,335,000円
1,500人以上2,100人未満	4,817,000円
2,100人以上2,700人未満	6,299,000円
2,700人以上3,300人未満	7,781,000円
3,300人以上3,900人未満	9,263,000円
3,900人以上4,500人未満	10,745,000円
4,500人以上5,100人未満	12,227,000円
5,100人以上5,700人未満	13,709,000円
5,700人以上6,300人未満	15,191,000円

6,300人以上6,900人未満	16,673,000円
6,900人以上7,500人未満	18,155,000円
7,500人以上8,100人未満	19,637,000円
8,100人以上8,700人未満	21,119,000円
8,700人以上9,300人未満	22,601,000円
9,300人以上9,900人未満	24,083,000円
9,900人以上10,500人未満	25,565,000円
10,500人以上11,100人未満	27,047,000円
11,100人以上11,700人未満	28,529,000円
11,700人以上12,300人未満	30,011,000円
12,300人以上12,900人未満	31,493,000円
12,900人以上13,500人未満	32,975,000円
13,500人以上14,100人未満	34,457,000円
14,100人以上14,700人未満	35,939,000円
14,700人以上15,300人未満	37,421,000円
15,300人以上15,900人未満	38,903,000円
15,900人以上16,500人未満	40,385,000円
16,500人以上17,100人未満	41,867,000円
17,100人以上17,700人未満	43,349,000円
17,700人以上18,300人未満	44,831,000円
18,300人以上18,900人未満	46,313,000円
18,900人以上19,500人未満	47,795,000円
19,500人以上20,100人未満	49,277,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 440円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 440円

(ロ) 長期休業日（8時間以上） 880円

(ハ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

800円

(ニ) 長時間加算

((ア) (イ)については4時間 (又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間) 、 (ウ) (エ)については8時間を超えた利用)

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童 (児童1人当たり日額)

4,400円

エ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算

(児童1人当たり日額) 3,900円

オ 利用者負担軽減 (児童1人当たり日額)

- ・ 生活保護法による被保護者世帯 3,000円
- ・ 市町村民税非課税世帯 2,400円
- ・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円
- ・ その他要支援児童のいる世帯 1,500円

※ オは緊急一時預かりを除く。

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分 (ウを除く) (児童1人当たり日額)

(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 440円
- ② 長期休業日 (8時間未満) 440円
- ③ 長期休業日 (8時間以上) 880円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

- ① 平日
(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円
(10円未満切り捨て)
- ② 長期休業日 (8時間未満) 400円
- ③ 長期休業日 (8時間以上) 800円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円

II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 保育体制充実加算

I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円

II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円

①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。

②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施していること。

③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。

④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(オ) 就労支援型施設加算（事務経費）

1 か所当たり年額 1,383,200円

※1 ※2③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする

※2 次の要件を満たす施設に適用する。

①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること

②次のいずれかの要件を満たしていること

a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること

b 3以上の市町村から園児を受け入れていること

c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

・超えた利用時間が2時間未満 150円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・超えた利用時間が3時間以上 450円

ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）

① 平日分 4,000円

② 長期休業日 8,000円

③ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
8,000円

※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。

(3) 幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）

ア ２歳児

Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ア) 基本分	2,650円
(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）	
・ 超えた利用時間が２時間未満	330円
・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	660円
・ 超えた利用時間が３時間以上	990円

Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ア) 基本分	2,250円
(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）	
・ 超えた利用時間が２時間未満	280円
・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	560円
・ 超えた利用時間が３時間以上	840円

イ １歳児

(ア) 基本分	2,250円
(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）	
・ 超えた利用時間が２時間未満	280円
・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	560円

		・ 超えた利用時間が3時間以上	840円		
	ウ	0歳児			
		(7) 基本分	4,500円		
		(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）			
		・ 超えた利用時間が2時間未満	560円		
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	1,120円		
		・ 超えた利用時間が3時間以上	1,680円		
	(4)	余裕活用型（児童1人当たり日額）			
	ア	基本分	2,600円		
	イ	特別支援児童（障害児・多胎児）加算 （児童1人当たり日額）	3,900円		
	ウ	利用者負担軽減（児童1人当たり日額）			
		・ 生活保護法による被保護者世帯	3,000円		
		・ 市町村民税非課税世帯	2,400円		
		・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円		
		・ その他要支援児童のいる世帯	1,500円		
	(5)	居宅訪問型（児童1人当たり日額）			
	ア	イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上	11,000円		
		利用時間4時間未満	5,500円		
	イ	緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上	14,000円		
		利用時間4時間未満	7,000円		
	ウ	特別支援児童（障害児・多胎児）加算 （児童1人当たり日額）	3,900円		
	エ	利用者負担軽減（児童1人当たり日額）			
		・ 生活保護法による被保護者世帯	3,000円		
		・ 市町村民税非課税世帯	2,400円		
		・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円		
		・ その他要支援児童のいる世帯	1,500円		
		※ エは緊急一時預かりを除く。			

		<p>(6) 災害特例型</p> <p>ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童1人当たり月額）</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">1,600円</p> <p>ウ ア、イ以外の児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">4,650円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (1)は災害特例型を除く。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>		
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円		一時預かり事業の実施に必要な費用
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 8,808,000円</p> <p style="padding-left: 100px;">うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ</p>		病児保育事業の実施に必要な

般分・
事業
費)

の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

な経費

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,130,000円
100人以上150人未満	1,695,000円
150人以上200人未満	2,260,000円
200人以上300人未満	3,390,000円
300人以上400人未満	4,520,000円
400人以上500人未満	5,650,000円
500人以上600人未満	6,780,000円
600人以上700人未満	7,910,000円
700人以上800人未満	9,040,000円
800人以上900人未満	10,170,000円
900人以上1,000人未満	11,300,000円
1,000人以上1,100人未満	12,430,000円
1,100人以上1,200人未満	13,560,000円
1,200人以上1,300人未満	14,690,000円
1,300人以上1,400人未満	15,820,000円
1,400人以上1,500人未満	16,950,000円
1,500人以上1,600人未満	18,080,000円
1,600人以上1,700人未満	19,210,000円
1,700人以上1,800人未満	20,340,000円
1,800人以上1,900人未満	21,470,000円
1,900人以上2,000人未満	22,600,000円
2,000人以上2,200人未満	23,540,000円
2,200人以上2,400人未満	25,680,000円
2,400人以上2,600人未満	27,820,000円
2,600人以上2,800人未満	29,960,000円
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員1人当たり年額 18,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

（3）普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

（1）基本分 1か所当たり年額 6,338,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（2）加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （1か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,593,300円
150人以上200人未満	2,124,400円
200人以上300人未満	3,186,600円
300人以上400人未満	4,248,800円
400人以上500人未満	5,311,000円
500人以上600人未満	6,373,200円

600人以上700人未満	7,435,400円
700人以上800人未満	8,497,600円
800人以上900人未満	9,559,800円
900人以上1,000人未満	10,622,000円
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員 1 人当たり年額 18,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）
（1）25 回以上 50 回未満	247,900 円
（2）50 回以上 100 回未満	502,500 円
（3）100 回以上 150 回未満	670,000 円
（4）150 回以上	1,005,000 円

カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額 1,300,000円

	<p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,794,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,397,000円）</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 改善分 1か所当たり年額 4,496,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,248,000円）</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） 7,280,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,640,000円）</p>		
病児保育（特定分・低所得者減免加算）	<p>1 低所得者減免分加算（病児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市</p>	病児保育事業の実施に必要な経費	

		<p>町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算（病後児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>																																		
<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）</p>	<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）</p>	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="466 990 983 1783"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr> <tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr> <tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr> <tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr> <tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr> <tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr> <tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr> <tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr> <tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr> <tr><td>9,000人以上</td><td>32,400,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人～3,999人	20,200,000円	4,000人～4,999人	22,200,000円	5,000人～5,999人	24,300,000円	6,000人～6,999人	26,300,000円	7,000人～7,999人	28,300,000円	8,000人～8,999人	30,300,000円	9,000人以上	32,400,000円	<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業） の 実 施 に 必 要 な 経 費</p>	
会員数	基準額																																			
20人～ 49人	1,000,000円																																			
50人～ 99人	1,800,000円																																			
100人～ 299人	2,000,000円																																			
300人～ 599人	2,800,000円																																			
600人～ 999人	4,000,000円																																			
1,000人～1,499人	8,100,000円																																			
1,500人～1,999人	12,100,000円																																			
2,000人～2,999人	16,200,000円																																			
3,000人～3,999人	20,200,000円																																			
4,000人～4,999人	22,200,000円																																			
5,000人～5,999人	24,300,000円																																			
6,000人～6,999人	26,300,000円																																			
7,000人～7,999人	28,300,000円																																			
8,000人～8,999人	30,300,000円																																			
9,000人以上	32,400,000円																																			

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算
360,000円

(ウ) 土日実施加算 1,800,000円

※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件～699件	14,500,000円
700件～799件	16,500,000円
800件～899件	18,600,000円
900件～999件	20,600,000円
1,000件以上	22,600,000円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 500,000円

(4) 預かり手増加のための取組加算

(ア) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算

		1,200,000円																	
		(イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">預かりを行う 会員数（前年度値）</th> <th style="width: 30%;">増加数・割合</th> <th style="width: 40%;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人 ～ 99人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>100人 ～ 199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人 ～ 99人	1割以上	1,000,000円	100人 ～ 199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人 ～ 99人	1割以上	1,000,000円																	
100人 ～ 199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	
		※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。																	
		また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。																	
		(5) 提供会員の定着促進加算	500,000円																
		(6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算	1,500,000円																
		(7) 性被害防止対策加算	580,000円																
		2 開設準備経費（1市町村当たり年額）																	
		(1) 改修費等	4,000,000円																
		(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	600,000円																
		※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。																	
産後ケア事業	産後ケア事業	(1) デイサービス・アウトリーチ型 1か所あたり1,788,000円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ 1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2) ショートステイ型 1か所あたり2,605,700円(※)×実施月数	産後ケア事業の実施に必要な経費	国 1/2 〔都道府県〕 1/4 〔市町村〕 1/4															

※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)

イ 2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

(3)24時間365日受入体制整備加算

1か所あたり年額 2,943,600円

(4)住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算

1回(泊)あたり5,000円

(5)(4)以外の世帯に対する利用料減免加算

1回(泊)あたり2,500円

(産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)

※ (5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。

(6)支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算

1人あたり日額 7,000円

(7)兄姉や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算

1か所あたり174,200円×実施月数

※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。

(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算

1か所あたり244,600円×実施月数

※ 午後6時から翌朝の午前8時までには助産師、保健師又は

		看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。																										
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>1 乳児等通園支援</p> <p>乳児等通園支援を行うために必要な経費</p> <p>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <table border="0"> <tr> <td>人口100万人以上</td> <td>1自治体当たり</td> <td>167,430,000円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上100万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>134,180,000円</td> </tr> <tr> <td>人口10万人以上50万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>125,568,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上10万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>37,189,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>17,214,000円</td> </tr> </table> <p>2 指導監督</p> <p>事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費</p> <p>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <table border="0"> <tr> <td>人口100万人以上</td> <td>1自治体当たり</td> <td>18,252,000円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上100万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>9,126,000円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人未満</td> <td>1自治体当たり</td> <td>4,563,000円</td> </tr> </table> <p>3 賃借料補助</p> <p>こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る）</p> <p>1事業所当たり 3,066,000円</p> <p>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	人口100万人以上	1自治体当たり	167,430,000円	人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり	134,180,000円	人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり	125,568,000円	人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり	37,189,000円	人口5万人未満	1自治体当たり	17,214,000円	人口100万人以上	1自治体当たり	18,252,000円	人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり	9,126,000円	人口50万人未満	1自治体当たり	4,563,000円	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に必要な経費	<p>国</p> <p>3/4</p> <p>市町村</p> <p>1/4</p>
人口100万人以上	1自治体当たり	167,430,000円																										
人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり	134,180,000円																										
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり	125,568,000円																										
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり	37,189,000円																										
人口5万人未満	1自治体当たり	17,214,000円																										
人口100万人以上	1自治体当たり	18,252,000円																										
人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり	9,126,000円																										
人口50万人未満	1自治体当たり	4,563,000円																										
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事	<p>1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）</p> <p>（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>（2）研修のオンライン化</p> <p>（1）、（2）の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター</p>	ICT化推進事業（令和6年度補正予算分）の実施に必要な	<p>国</p> <p>1/3</p> <p>都道府県</p> <p>1/3</p> <p>市町村</p> <p>1/3</p>																								

<p>業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。）</p>	<p>業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。） （特例措置分）</p>	<p>事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	<p>な経費</p>	
--	--	--	------------	--